

社会保障国民会議 有識者会議の運営について

「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」の制度化に当たっては、専門的・技術的な論点を集中的に検討・精査する必要があるため、様々な立場から専門的な議論を行う「有識者会議」^{*}を設け、「実務者会議」が「有識者会議」と連携^{*}を図る。

※ 有識者会議のメンバー（常任）は、政府関係審議会委員、地方界、経済界等で構成。議論の進捗に応じ、有識者の追加も可能とする。有識者（臨時）についても、テーマに応じ、招聘可能。

* 基本、実務者会議の意見や関心事を有識者会議に伝達し、有識者会議の議論の状況を実務者会議に報告するサイクルを想定。実務者会議メンバーは有識者会議に参加可能。

（第1回社会保障国民会議（令和8年2月26日）資料1）

議事の扱い

- 給付付き税額控除等に関する実務者会議における議論を踏まえ、率直な議論となるよう配慮しつつ、公開とする。
 - ・ 事務局である内閣官房が、会議終了後にブリーフィングを行う。
 - ・ 議事要旨を作成し、事務局である内閣官房のHPで公開する。

その他

- 会議の運営に関し必要な事項は、有識者会議座長が定める。